

# 第1章 福島市住宅マスタープランの目的

## 1-1 住宅マスタープランの目的と位置づけ

### (1) 住宅マスタープラン見直しの背景

#### ① 住宅政策の転換

2006（平成18）年6月、本格的な少子高齢化社会、人口・世帯数減少社会の到来を目前に控え、国民の豊かな住生活を実現するため、それまでの住宅政策の基本であった住宅建設計画法が廃止され、新しく住生活基本法が制定されました。

これにより、住宅政策は「量」から「質」への大きな方針転換がなされ、既存ストックの重視、民間市場の重視、福祉やまちづくりとの連携、地域の実情を踏まえたきめ細かな対応などが基本的な方針として示されました。

これに基づき、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として、住生活基本計画（全国計画）（最終改定：2016（平成28）年3月）や福島県住生活基本計画（最終改定：2016（平成28）年11月）が定められ、これらを基本にさまざまな住宅政策が展開されています。

#### ② 住宅マスタープランの見直し

本市においては、2001（平成13）年3月に福島市住宅マスタープランを策定し、その後、住生活基本法の制定、福島市と飯野町の合併、社会経済情勢の変化等を踏まえて2009（平成21）年2月に計画の見直しを行いました。

その後、2011（平成23）年3月には東日本大震災が発生、社会情勢も大きく変化するなかで、住生活基本計画（全国計画）、福島県住生活基本計画の見直しが行われ、本市においても震災を乗り越え、住まいへの夢や希望を実現できるよう、2015（平成27）年3月住宅マスタープランの見直しを行いました。

今般、計画期間が令和2年度で終了することから、少子高齢化、人口減少社会において持続可能な住宅政策を推進するため、新たな住宅マスタープランを策定することとしました。

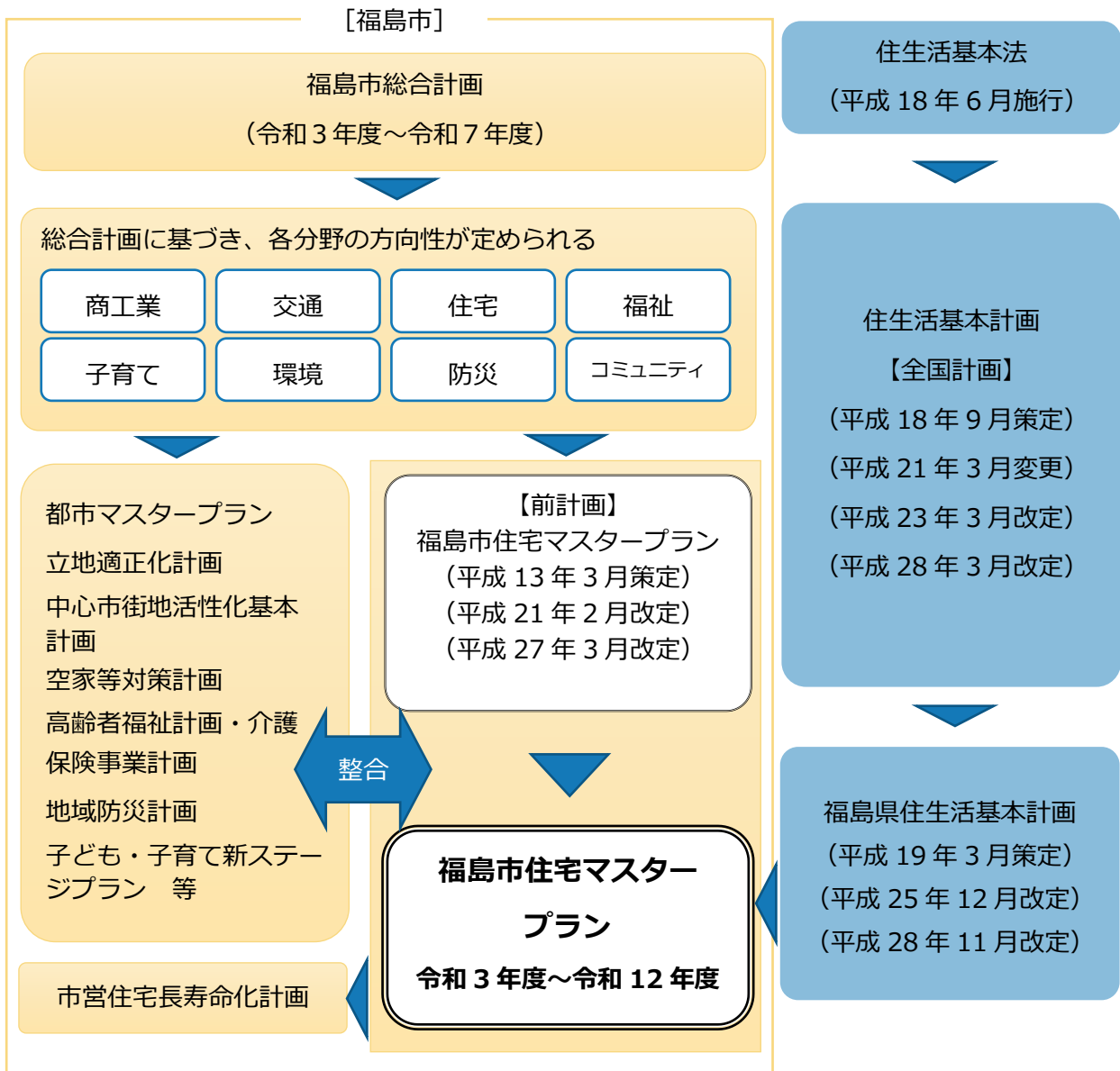
### (2) 住宅マスタープランの目的

住宅は、個人の生活の基盤であると同時に、それぞれの地域や都市をかたちづくる基本的な要素であり、住まいづくりは、本市が進めている「市民との共創のまちづくり」の理念に基づき、市、市民、各種団体・事業者などがそれぞれの立場から協力しながら取り組む必要があります。

住宅マスタープランの目的は、本市のこれからの住宅政策の基本理念や方向性を明らかにし、市、市民、各種団体・事業者などが目標の共有化を図り、住宅・住環境整備の指針とすることにあります。

### (3) 住宅マスタープランの位置づけ

福島市住宅マスタープランは、上位計画である「福島市総合計画」の住宅分野の個別計画として「本市の目指すべき将来のまちの姿」の実現を目指すものです。また、本市の住宅政策を総合的に推進するための基本計画であり、策定に当たっては、都市計画等の関連計画との連携・整合を図るとともに、住生活基本法及びそれに基づく国・県の住生活基本計画との整合を図り、本市の住生活基本計画としても位置づけられるものです。



図表 1-1 福島市住宅マスタープランの位置づけ

### (4) 計画の期間

本計画の期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度の10年間としますが、社会情勢の変化、福島市総合計画や住生活基本計画（全国計画）、福島県住生活基本計画等の上位計画の見直し等を踏まえ、概ね5年後に見直しを行うものとします。